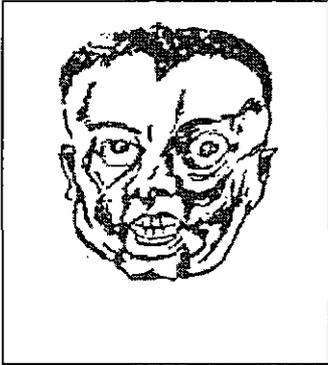
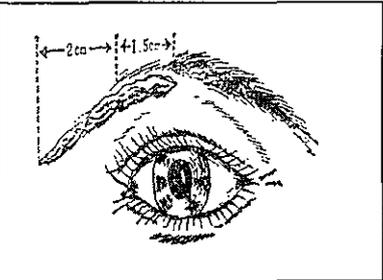


外ぼう障害の障害等級認定について

区分	外ぼう障害の程度	障害等級及び補償額(例)		障害等級認定基準及び障害補償の額
		男	女	
外ぼうの著しい醜状	 <p>顔面に第2度ないし第3度の火傷を負った男性が治ゆ後も顔面の癒痕はほとんどその全域に及ぶもの</p>	7級 (準用) 131日分 (年金)	7級 131日分 (年金)	<p>【判断基準】 男性のほとんど顔面全域にわたる癒痕で人に嫌悪の感を抱かせる程度のものについては、第7級を準用する</p> <p>【障害補償の額】 男女とも、 給付基礎日額131日分の年金を支給 ※給付基礎日額とは、原則として平均賃金に相当する額。</p>
	 <p>顔面左半分に火傷を負い、鶏卵大面以上の癒痕が残っているもの</p>	12級 156日分 (一時金)	7級 131日分 (年金)	<p>【判断基準】 次のいずれかに該当する場合で、人目につく程度以上のもの</p>
	 <p>後頭部、後頸部、背部に第3度の火傷を負い、治ゆ後、後頭部及び後頸部の全面、背面の1/4の面積にわたる広範なケロイド性癒痕を残したもの</p>	12級 156日分 (一時金)	7級 131日分 (年金)	<p>①頭部にあつては、手のひら大(指の部分は含まない。)以上の癒痕又は頭蓋骨の手のひら大以上の欠損 ②顔面部にあつては、鶏卵大面以上の癒痕、長さ5センチメートル以上の線状癒痕又は10円銅貨大以上の組織陥没 ③頸部にあつては、手のひら大以上の癒痕 ④耳介軟骨部の1/2以上を欠損した場合、鼻軟骨部の全部又は大部分を欠損した場合</p> <p>【障害補償の額】 男性：給付基礎日額の156日分の一時金 女性：給付基礎日額131日分の年金</p>
	 <p>左頭部受傷治ゆ後、左頬部から上嘴唇中央に達する長さ9.8cmの線状癒痕(一部皮膚の隆起を伴う)を残すもの</p>	12級 156日分 (一時金)	7級 131日分 (年金)	

区分	外ぼう障害の程度	障害等級		障害等級認定基準
		男	女	
外ぼうの醜状	 <p>左側頸部に切創を負い、治癒後、左下頸骨下縁から約1cm離れて、これと平行する長さ6cmのケロイド核の瘢痕が残ったもの</p>	14級 56日分 (一時金)	12級 156日分 (一時金)	<p>【判断基準】 次のいずれかに該当する場合で、人目につく程度以上のもの</p> <p>①頭部にあっては、鶏卵大面以上の瘢痕又は頭蓋骨の鶏卵大面以上の欠損 ②顔面部にあっては、10円銅貨大以上の瘢痕、長さ3センチメートル以上の線状痕 ③頸部にあっては、鶏卵大面以上の瘢痕 ④耳介軟骨部の一部を欠損した場合、鼻軟骨部の一部又は鼻翼を欠損した場合</p> <p>【障害補償の額】 男性:給付基礎日額の56日分の一時金 女性:給付基礎日額の156日分の一時金</p>
	 <p>右頰部を受傷し、加療治癒後、顔面神経麻痺の徴候を呈し、顔半面が引きつる障害を残したもの</p>	14級 56日分 (一時金)	12級 156日分 (一時金)	
外ぼう障害に該当せず		—	—	<p>眉毛の走行に一致して3.5cmの縫合創痕があり、そのうち1.5cmが眉毛に隠れている場合は、顔面に残った線状痕は2cmとなるので、外ぼうの醜状には該当しない</p>